

参考資料

1 用語解説

	用語	説明
#	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども以外のもの（子ども・子育て支援法第19条）
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条）
	3号認定	満3歳未満の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条）
	50歳時未婚率	50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合で、生涯独身でいる人の割合を示す指標
A	A I	人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念
	E B P M	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）の略語。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
	I C T	Information and Communication Technologyの略語。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
	N P O	Non Profit Organizationの頭文字をとった略語で、営利を目的としない活動を行う民間の組織
	P D C A	P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善
	S N S	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略語。利用者がつながり、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービス
	S o c i e t y 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの
あ	アイデンティティー	自分らしさや、自分とは何ものかという意識をもつこと
	アセスメント	対象者に対して適切な関わりを行うために、対象者から情報を得て、その意味を評価すること。子ども虐待対応においては、安全確保の必要性（一時保護や通告/送致の必要性）の評価、虐待の再発リスクの評価などが挙げられる。
	アンコンシャス・バイアス	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。
	医療的ケア児	日常生活で、たんの吸引や経管栄養などの医療的援助を必要とする子ども

あ	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
か	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う、内閣府の企業向け助成制度
	危険ドラッグ	覚醒剤等の規制薬物や指定薬物に化学構造を似せて作られ、これらと同様の作用を有する物品（これらを含有一點と標榜しながらも実際には含有しているものを含む）
	兵庫版「キャリア・パスポート」	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
	ケアリーバー（社会的養護経験者）	児童養護施設や里親などの社会的養護の保護（ケア）を離れた方（リーバー）のこと
	合計特殊出生率	その年次の15～49歳女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当
	子育て応援協定	子育てと仕事の両立支援や子育て家庭を応援する企業・職域団体等と兵庫県が締結する協定
	こども家庭センター（市町村）	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。2022（令和4）年6月の改正児童福祉法において、市町村は設置に努めることとされた。 なお、兵庫県では従来から児童相談所の名称を「こども家庭センター」としているが、別の機関である。
	子ども・子育て関連3法	2012(平成24)年8月に公布された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
	子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度
	子ども食堂	地域住民等による民間発の取組であり、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。また、食事の提供に加え、世代を超えた交流の場としての機能も果たしていることが多い。
さ	子どもの貧困	17歳以下の子どもが、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態。具体的には、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得)の中央値の半分に満たない状況にあること。
	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会
さ	里親	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育する人

さ	産後ケア事業	市町が実施主体となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、実施される事業
	指定保育士養成施設	主に大学（4年制）、短期大学（2年制）、専門学校（2年制／3年制）などの施設があり、これらの学校を卒業すれば、試験を受けずに保育士資格を取得することができる。学校では座学だけでなく、実際の保育現場で学ぶ保育実習があり、実践的なカリキュラムが組まれている。
	児童家庭支援センター	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、こども家庭センター（児童相談所）からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う機関（児童福祉法第44条の2）
	児童虐待	保護者や同居人が、児童に対して、①身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること、②わいせつな行為をすること又はさせること、③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著しい暴言又は拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（児童虐待の防止等に関する法律第2条）
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと
	周産期医療	妊娠満22週から生後満7日未満までの期間（周産期）において、母体、胎児、新生児の診療を行う医療
	小1の壁	保育所等に通っていた子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になること
	小規模保育事業	主に0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、保育を行う事業
	スクアード・ストレイト方式交通安全教室	「スクアード・ストレイト」とは恐怖を体感させることで、交通ルールを遵守することの大切さを教育する手法で、スタントマンがトラックや乗用車、自転車に跳ねられる「疑似交通事故」を起こし、受講者に事故の状況や原因を具体的に伝える手法
	スクールカウンセラー	暴力行為、いじめ等の問題行動及び不登校の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒・保護者の悩みや不安を受け止めて相談に当たるとともに、教職員に対する支援・相談等を行う心の専門家
	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家
	ステップハウス	自立に向け、生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所
	生殖補助医療	体外受精・胚移植(IVF-ET)、卵細胞質内精子注入・胚移植(ICSI-ET)、および凍結・融解胚移植等の不妊症治療法の総称
た	潜在保育士	保育士資格を持っているが保育士として就労していない人
	待機児童	待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、 ① 保育園等を実際に利用している者の数 ② 育児休業中の者などいわゆる「除外4類型（特定の保育所等のみ希望している者、育児休業中の者、地方単独事業を利用している者、求職活動を休止している者）」に該当する人数を除いた数

た	地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を支援するために、市町が地域の実情に応じて実施する、利用者支援、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援拠点等の事業（子ども・子育て支援法第59条）
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）（子ども・子育て支援法第27条）
	特定地域型保育事業	市町が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認を行った家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（子ども・子育て支援法第29条）
	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）
な	乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
	認定こども園	保育の必要性の有無に関わらず、就学前の全ての子どもを受け入れ、幼児期の教育と保育を一体的に行うとともに地域の子育て支援機能も併せ持つ施設
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の中心的な役割を果たす機関（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条）
	働き方改革	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働き手のニーズの多様化が進む状況の下、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るため、働き手が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること
	発達障害	広汎性発達障害（こうはんせいはつたつしょうがい）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手である一方、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害。
	ひきこもり	様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）及び寡婦
	ひょうご仕事と生活センター	「ワーク・ライフ・バランス」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県が連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働の下に設置した機関
	ファミリーホーム	里親等の経験がある養育者の住居で、定員5～6名の要保護児童に対し、養育を行う里親型のグループホーム（児童福祉法第6条の3第8項）
	不育症	妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返す状態
	フィルタリング	有害サイトアクセス制限サービスの別称で、インターネット上の有害なサイトへのアクセスを制限する機能
	フォスタリング	里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援

は	不妊症	妊娠を希望する男女が避妊をしないで性交を反復しているにもかかわらず、一定期間（おおむね一年）以上を経ても女性が妊娠しない状態
	プレコンセプションケア	妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の生活や健康に向き合うこと
	ベビーカーマーク	ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表す統一的なマーク
	保育教諭	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園の中心となる職員で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者
	保育定員の弾力化	市町において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすること。
	放課後子ども教室	放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保するため、地域の人々の協力を得て、多様な体験活動や交流活動の機会を提供する事業
	放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室、児童館等を活用し、安全・安心な遊びや生活の場を提供する事業
ま	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするとともに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがある。
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の3第5項）
	幼児教育センター	都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、および住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無料にする国の制度
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項）
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦等を対象に、適切な保護や支援を行うため、情報交換や支援内容等の協議を行うことを目的として、関係機関の参画を得て市町が設置する協議会（児童福祉法第25条の2）
わ	ワーク・ライフ・バランス（WLB）	仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させること

2 兵庫県子ども・子育て会議委員名簿

(2024年2月1日現在・敬称略)

区分		団 体 名	職・氏名
学識経験者		甲南女子大学人間科学部	教授 伊藤 篤
		兵庫教育大学大学院学校教育研究科	准教授 永田 夏来
		神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 中谷 奈津子
		関西学院大学教育学部	教授 橋本 真紀
		甲南大学マネジメント創造学部	教授 前田 正子
		甲南大学文学部	名誉教授 森 茂起
知事が必要と認めた者	県議会	兵庫県議会	健康福祉常任委員長 奥谷 謙一
	児童福祉・保育・教育	兵庫県民生委員児童委員連合会	会長 大江 秀謙
		(公社)兵庫県保育協会	会長 伊達 恵一
		(社福)兵庫県社会福祉協議会	地域福祉部長 福本 良忠
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	顧問 濱名 浩
		(一社)兵庫県児童養護連絡協議会	会長 藤本 政則
		兵庫県 P T A 協議会	常務理事 松谷 真利
	青少年	(公財)兵庫県青少年本部	業務執行理事 野澤 素子
		兵庫県青少年団体連絡協議会	副代表理事 山崎 清治
	子育て支援	ひょうご子育てコミュニティ	代表幹事 藏原 亜紀
		子育て支援 N P O 代表(やんちゃんこ)	代表理事 濱田 英世
	保健・医療	兵庫県愛育連合会	会長 臼井 里佳
		(一社)兵庫県医師会	常任理事 杉原 加壽子
		(公社)兵庫県看護協会	会長 丸山 美津子
		兵庫県いずみ会	会長 登里 倭江
	地域等	兵庫県連合婦人会	理事 堂下 哲子
		兵庫県連合自治会	会長 山田 勝利
	企業	兵庫県商工会議所連合会	会頭 川崎 博也
		兵庫県商工会青年部連合会	会長 藤原 輝彦
	経営・労働	兵庫県経営者協会	理事 高田 康弘
		日本労働組合総連合会兵庫県連合会	会長 那須 健
	報道	(株)神戸新聞社明石総局	次長兼編集主任 石沢 菜々子
	公募	公募	石田 弘美
		公募	川端 いづみ
		公募	田中 恵美子
市町代表		兵庫県町村会	理事 佐伯 謙作
		兵庫県市長会	副会長 藤岡 勇

